

相続税

相続税の申告期限は死亡日から6カ月後です。期限までに申請すれば、3カ月間の延長が可能です。

台湾相続税の適用範囲

「遺産および贈与税法」（以下、「同法」）第1条には、台湾の国民であって台湾域内に常住する者が死亡し、財産を残した場合、本法に基づき、台湾内外のすべての遺産に対して相続税が課されます。

台湾の国民であって台湾域外に常住する者および台湾の国民でない者が死亡し、台湾域内に財産を残した場合、本法に基づき、台湾国内の遺産に対して相続税が課される。」と規定されています。

上記に基づき、台湾の相続税の適用範囲は、上記の要件に応じて、台湾の国民および国民でない人の双方に及ぶ可能性があります。台湾の国民が死亡前2年以内に自発的に台湾籍を放棄した場合、その台湾の国民の財産は相続税の課税対象となります。

期限

相続税の申告書は、被相続人の死亡日から6カ月以内に管轄の税務署に提出しなければなりません。期間内に相続税の申告をしなかった場合は、相続税額の2倍を上限とした罰金に処せられます（遺産および贈与税法23条、44条参照）。同法第26条によれば、相続税または贈与税の納税者は、書面による申請を提出することにより延長を申請することができます。上記の延長期間は最長3カ月です。

免除額

被相続人の身元	免除額 (単位：台湾ドル)
国民の死亡	13,330,000 ドル
公務員の死亡	26,660,000 ドル
※ 2021年11月24日、財務部第11004670210号。職務遂行中に死亡した公務員の場合は、免除額は2倍の26,660,000ドルになります。	

2025年の台湾における課税区分

課税対象の正味遺産額 (単位：台湾ドル)	税率	累進差額 (単位：台湾ドル)
56,210,000ドル未満	10%	0
56,210,001ドル超 112,420,000ドル未満	15%	2,810,500 ドル
112,420,001ドル超	20%	8,431,500 ドル

相続税が免除される項目

以下は、一般的に相続税が免除される項目の一覧です。

- 被相続人または相続人が非営利財団に寄付した財産のうち一定の要件を満たすもの。
- 被相続人が使用していた自動車を含む日用品および道具で、その合計した価値が89万台湾ドル（NTD）未満のもの。
- 仕事用の機器で、その価値が50万台湾ドル未満のもの。
- 被保険者の死亡時に指定の受取人に支払われる生命保険金、または軍人・公務員・教師を対象とした保険、労働者保険、および/または農業従事者を対象とする保険。
- 被相続人が死亡前5年以内に相続した財産で当該相続財産に対する相続税がすでに支払われているもの。
- 政府によって公道として指定された土地、または無償で公共の通行に使用されている土地で、管轄官庁の認定を受けたもの。

被相続人の財産の価値を増加させる項目

被相続人が死亡前2年以内に親族に贈与した財産は、相続額に加算する必要があります。この追加された価値に関連して支払った贈与税は、相続税と相殺するための税金として使用することができます。

控除額

1. **配偶者**：5,530,000ドル
2. **直系家族**：直系家族を構成する人物1人につき560,000ドルの控除直系家族を構成する人物が20歳未満の場合、20歳までの年数1年につき追加で560,000ドルの控除が適用されます。
3. **両親**：1,380,000ドル/人
4. **重度の障害のある人**：6,930,000ドル/人
5. **被相続人の扶養親族（兄弟姉妹や祖父母など）**：560,000ドル/人扶養されている兄弟姉妹が20歳未満の場合、20歳までの年数1年につき追加で560,000ドルの控除が適用されます。
6. **葬儀費用**：1,380,000ドル（被相続人が台湾で死亡した場合、証明書の提出は不要）。
7. **特別控除**：農地（5年間農業用途として維持する必要あり）、遺産管理人が負担した直接的かつ必要な費用、被相続人が死亡の6～9年前に相続しすでに相続税の課税対象となった遺産、未払いの負債、税金、罰金、または死亡前に発生していた罰金、配偶者が請求する婚姻財産。

被相続人の財産に関する情報

台湾の財政部（MOF）は、相続人が被相続人の登録財産に関する情報を確認できるオンラインプラットフォームを提供しています。取得可能な情報には、不動産（土地および建物）、自動車、投資、未納税金、その他の財産が含まれます。

相続税の計算

（遺産総額 - 免税額 - 控除額）× 税率 - 累進差額 - 税額控除および利息 = 相続税

例：

2025年1月13日にAが死亡し、57,500,000ドルの財産を残しました。相続人として配偶者B、子CおよびDがいます。この場合、上記の計算式に基づき、Aの相続税計算は以下の通りです。

課税対象遺産額 = (57,500,000ドル - 13,330,000ドル（免税額） - 5,530,000ドル（配偶者控除） - 1,120,000ドル（直系家族2名） - 1,380,000ドル（葬儀費用））
= 36,140,000ドル

36,140,000ドルは第1税区分（5,000万ドル以下）に該当するため、適用される税率は10%で、累進差額はありません。

相続税額 = 36,140,000ドル × 10% = 3,614,000ドル

配偶者による婚姻財産の請求

民法第1030条の1では、「法定夫婦財産制の解消時において、婚姻中に夫または妻が取得した財産のうち、婚姻関係の存続中に負担した債務（ある場合）を控除した残額は、夫婦双方で均等に分配されます。ただし、以下の財産は除かれます。

- (1) 相続または贈与によって取得した財産
- (2) 慰謝料

と規定されています。

遺族となった配偶者は、前項の規定に基づき婚姻財産の分配を請求する権利を行使することができ、この請求の行使は、相続税に影響を与える可能性があります。

例：

Aの死亡後、婚姻後にAが取得した財産は9,000,000ドル、配偶者が婚姻後に取得した財産は4,000,000ドルであるため、配偶者は残りの財産（超過分の半分）、2,500,000ドルの財産分配を請求できます。【計算式：(9,000,000ドル - 4,000,000ドル) ÷ 2 = 2,500,000ドル】

この2,500,000ドルは、被相続人の遺産総額から控除することができます。

結論

相続税を軽減するための方法は数多く存在します。一般的に、健康なうちに早めに計画と対策を講じることが重要です。ご不明点やご相談がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先



Jay Lo

Managing Partner

電話： +886 2 2789-0887 （内線 1314）

メールアドレス： jay.lo@tw.gt.com



Norio Yokoyama

Head of Japan Desk

電話： +886 2 2789-0887 （内線 1355）

メールアドレス： norio.yokoyama@tw.gt.com

www.grantthornton.tw